

著作者名の省略に関する一考察

齋藤 崇^(*)

著作者は自己の著作物について、実名にせよ、変名にせよ、自己の氏名をつけることがある。これは、著作権法において規定されている著作者人格権のうち、氏名表示権(19条)によって保障されている。もっとも、氏名表示権は制限される場合もあり、このうち、19条3項では、著作者名を省略することができる場合について規定されている。ただ、同一性保持権の制限規定であるやむを得ない改変についての20条2項4号と比較して、19条3項の議論が活発に展開されてきたとはいえない。しかし、19条3項の解釈に関する従前の議論であったり、近時の最高裁判決の判示事項以外の部分において、さらに検討すべき課題があったりすること等に鑑みると、よりさまざまな議論が展開されていくと思われる。このような事情に鑑みて、本稿では、氏名表示権の制限規定の一つである19条3項に関して考察する。

- I. はじめに
- II. 氏名表示権の制限規定をめぐる議論
 - 1. 氏名表示権の立法趣旨
 - 2. 氏名表示権の制限規定
 - 3. 19条3項に係る裁判例の紹介
 - (1) 肯定例
 - (2) 否定例
 - (3) 検討
- III. 技術的な仕様に伴う著作者名の省略
 - 1. リツイート事件最高裁判決
 - (1) 事実の概要
 - (2) 判旨
 - 2. 検討
- IV. 考察
- V. おわりに

I. はじめに

著作者は自己の著作物について、実名にせよ、変名にせよ、自己の氏名をつけることがある。これは、著作権法⁽¹⁾において規定されている著作者人格権のうち、

氏名表示権(19条)によって保障されている。

ところで、著作権法には権利制限規定が置かれており(30条以下)、これらに該当するものであれば、著作権による権利行使は制限され、著作権侵害が否定される。

もっとも、上記の権利制限規定は、あくまでも著作権については及ぶが、著作者人格権については及ばないため(50条)、著作者人格権の場合は、著作者人格権ごとに規定されている権利制限規定によってその権利行使が制限され、著作者人格権侵害が否定される。

著作者人格権の制限規定をめぐる議論には、同一性保持権の制限規定である「前3号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」(20条2項4号)の解釈のあり方に関するものが多く、その議論も活発に行われている⁽²⁾。これは、同一性保持権の制限規定である「やむを得ない改変」(20条2項4号)が、一般条項⁽³⁾としての性格を有しているからであろう。

さて、一般条項としての性格を有している権利制限規定は、氏名表示権にも存在している⁽⁴⁾。それは、著作者名の省略(19条3項)についての規定であり、この19条3項という著作者名の省略についての権利制

(*) 日本大学法学部助教

(1) 本稿では、条文については別途表記しない限り、著作権法の条文を示す。

(2) さしあたり、上野達弘「著作物の改変と著作者人格権をめぐる一考察(一)―ドイツ著作権法における「利益衡量」からの示唆―」民商法雑誌第120巻第4・5号(平成11年)748-779頁、上野達弘「著作物の改変と著作者人格権をめぐる一考察(二・完)―ドイツ著作権法における「利益衡量」からの示唆―」民商法雑誌第120巻第6号(平成11年)925-969頁などがある。

(3) 小倉秀夫・金井重彦編『著作権法コンメンタル(改訂版)I』(第一法規,2020年)493頁(山本順一)。また、中山信弘『著作権法[第3版]』(有斐閣,2020年)637頁では、「4号の規定ぶりはいわゆる「小さい一般条項」とでも称すべきものであり、1号から3号で具体的例外事由を掲げ、4号でそれと同程度の事由が存する場合の規定と解されている。」と述べられている。

(4) この点を指摘するものとして、田村善之「リツイートにシステム上伴うトリミングにより著作者名が表示されなかったことについて氏名表示権侵害を肯定した最高裁判決〜リツイート事件最高裁判決(令和2年7月21日言渡)の検討〜」WJL判例コラム第213号(文献番号:2020WLJCC025)16頁。(http://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20201005.pdf)

限規定も、20条2項4号と同様に一般条項としての性格を有しているものであるため⁽⁵⁾、その解釈に柔軟性をもたせることができる。

また、学説では、「19条3項の内容は抽象的であり、裁判例の蓄積によって明らかにされていく性質のものである。」⁽⁶⁾という見解が述べられており、さらに現行法の起草担当者は、19条3項の解釈指針について「…本項は拡大解釈されて適用される危険性の高い規定でありまして、それを避けるためにも著作権界に公正な慣行が確立されて歯止めとなるよう期待したいところです。」⁽⁷⁾と述べられている。

20条2項4号と比較して、19条3項の議論が活発に展開されてきたとはいいい難いところがあるが、上記に鑑みると、著作権者人格権に関する議論として19条3項について検討することには意味があると考えられる。また、後述する近時の最高裁判決の判示事項以外の部分において、さらに検討すべき課題が顕現化している。19条3項の解釈に関する従前の議論の検討に加えて、この最高裁判決も19条3項の解釈に関する素材の一つとして検討してみる余地があろう。

このような事情に鑑みて、本稿では、氏名表示権の制限規定の一つである19条3項に関して考察する。

Ⅱ. 氏名表示権の制限規定をめぐる議論

1. 氏名表示権の立法趣旨

氏名表示権は、「著作権者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作権者名として表示し、又は著作権者を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著物の著作権者の表示についても、同様とする。」と規定されている(19条1項)。

その立法趣旨は、「…著作権者の創作という個人的事実によって生ずる著作権者として著作物の人格的不離一体性に着目し、その人格的利益を保護するために、著作権

がその著作物の創作者であることを主張する権利を認める趣旨に出たものであります。」⁽⁸⁾と説明されている。

ちなみに、私的領域であれば、著作権は権利制限規定(30条1項)により、その権利行使が制限されるが、前述のように、著作権者人格権である氏名表示権はその影響を受けないと規定されている(50条)。また、「氏名表示権は、複製物に関しては、公衆への提供、提示される場合に及ぶに止まる。裏からいえば、著作権者は、私的な場面で著作物が複製される場合、自己の意に添わない氏名の表示が行われたとしても、これを問責することはできないことになる。」⁽⁹⁾と解されており、「著作物の原作品に関しては、公衆への提供または提示は要件とされていない。したがって、著作権者は、原作品に自己の同意のない著作権者名表示が行われる場合、それが私的な領域に止まっているとしても、これを氏名表示権侵害として禁止することができる。原作品に対しては、複製物とは異なる特別の人格権を認めたものであろう。」⁽¹⁰⁾と解されている。

2. 氏名表示権の制限規定

もともと、利用者は著作物を利用するにあたって、氏名表示権の権利制限規定によりその侵害が否定される。氏名表示権の権利制限規定が設けられているのは、「氏名表示権を厳格に貫くと著作物の円滑な流通・利用に不都合をもたらすおそれがある」⁽¹¹⁾ことがその謂れである。

氏名表示権の制限規定には、次の二つがある⁽¹²⁾。

まず、一つ目の氏名表示権の制限規定として、「著作物を利用する者は、その著作権者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作権者が表示しているところから従って著作権者を表示することができる。」と規定されている(19条2項)。

この19条2項の規定は、「第2項は、既に著作権者によって表示されている著作権者名をそのとおり表示して著作物を利用することは著作権者の人格を傷つけるものではないところから、著作物を利用する者は、著作権者から別段の意思表示がない限り、既に表示され

(5) 田村・前掲註(4)16頁。

(6) 諏訪野大「氏名表示権と公正な慣行〔セキスイツーユーホーム事件〕」小泉直樹・田村善之・駒田泰土・上野達弘編『著作権判例百選〔第5版〕』(有斐閣、2016年)87頁。

(7) 加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』(著作権情報センター、平成25年)172頁。

(8) 加戸・前掲註(7)170頁。

(9) 田村善之『著作権法概説 第2版』(有斐閣、2001年)427頁。

(10) 田村・前掲註(9)427頁。

(11) 中山・前掲註(3)605頁。

(12) ほかに、行政機関情報公開法等との関係においても氏名表示権は制限されるが(19条4項)、本稿では割愛する。

た著作者名を表示することができる旨を定めております。』⁽¹³⁾と説明されている。ちなみに、学説では、改変された著作物の場合について、「…利用者のところで著作物が改変される場合には、原著物の既存の表示方法に従った表示をなすことで氏名表示権侵害を免れることは許されないと解される。』⁽¹⁴⁾という見解も述べられている。

次に、二つ目の氏名表示権の制限規定として、「著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。」と規定されている(19条3項)。

この19条3項の規定は、「第3項は、著作者の人格的利益を損うおそれがなく、かつ、社会的実態として必要妥当性が認められる一定の場合に、著作者名の表示を省略することができる旨を定めた規定です。』⁽¹⁵⁾と説明されている。

19条3項の各要件の解釈については、現行法の起草担当者によると、次のように説明されている。

「著作物の利用の目的及び態様に照らし」といいますのは、著作物の利用の目的が閉鎖的な範囲内における内部的利用であって著作者名表示が問題とならない場合、例えば自分の研究用にコピーをとる場合とか、あるいは著作物の利用態様が著作者名表示になじまない場合、例えばバック・グラウンド・ミュージックとして音楽の曲をメドレー演奏するというような場合とか、著作物利用の性質からして著作者名表示の必要性がないか著作者名表示が極めて不適切であるようなケースを指します。』⁽¹⁶⁾

「著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるとき」といいますのは、裏返していいますと、著作者名表示が省略されることによって、著作者名を意図的に隠匿したと考えられる場合とか、別の人が著作者ではないかという誤解を招くおそれがある場合とか、あるいはこの作品は著作名表示がないから無名作品であるという錯覚を抱かせる

ような場合とか、そういうケースに該当しない場合をいうことです。』⁽¹⁷⁾

「公正な慣行に反しない限り」といいますのは、音楽のメドレー演奏のように演奏最中における著作者名アナウンスが不可能な場合でも、演奏会ならプログラム配布とか、テレビ放送ならテロップ挿入とかいう公正な社会慣行があれば、それに従って表示する必要があります。』⁽¹⁸⁾

また、19条3項の各要件の解釈については、別の論者の見解によると、次のように説明されている。

「著作者が創作者であることを主張する利益」というのは、文言からすれば著作者の主観が投影された個体差の大きなもののように読めるが、予見可能性、法的安定性の要請から一定程度客観的な利益でなければならない。だとすれば、平均的な著作者を想定したとき(これを通常人(英米法でいうところの reasonable person)と呼んでもかまわない)、当該著作物の具体的な利用のされ方が創作者である著作者の社会経済的利益の目に見えるであろう減少、業界における創作者としての自負心の毀損、精神的安寧の破綻を招来するであろうことが認識できる客観的状況の把握が前提となる。』⁽¹⁹⁾

「公正な慣行」とは、それぞれの著作物の種類によって異なるが、その特定の著作物の種類に見合っただけで社会的に成立している通常の利用のされ方をいう。』⁽²⁰⁾

さらに、この「公正な慣行」要件について、学説では、「…慣行とはあくまでも「公正」な慣行のことを指し、単に業界で広く行われているというだけでは足りない。』⁽²¹⁾という見解も述べられている。

また、19条2項と19条3項の解釈のあり方の違いについては、19条2項は「定型的」に氏名表示権侵害を否定するものであり、19条3項は「著作物の利用の目的及び態様に照らし」という要件があるため、「利益衡量」によって氏名表示権侵害を否定するものであるという旨の見解が示されている⁽²²⁾。

ともあれ、このようにみても、19条3項の解

(13) 加戸・前掲註(7)171頁。

(14) 田村・前掲註(9)430頁。

(15) 加戸・前掲註(7)171頁。

(16) 加戸・前掲註(7)172頁。

(17) 加戸・前掲註(7)172頁。

(18) 加戸・前掲註(7)172頁。

(19) 小倉ほか・前掲註(3)462頁〔山本順一〕。

(20) 小倉ほか・前掲註(3)462頁〔山本順一〕。

(21) 中山・前掲註(3)606頁。

(22) 田村・前掲註(4)13頁。

釈にあたっては、さまざまな事情に鑑みて柔軟に解釈することが許されるものであると解される。ただし、前述のように、現行法の起草当事者は、19条3項の解釈指針について「…本項は拡大解釈されて適用される危険性の高い規定でありまして、それを避けるためにも著作権界に公正な慣行が確立されて歯止めとなるよう期待したいところです。」⁽²³⁾とも述べられており、その適正な解釈のあり方に留意する必要がある。

3. 19条3項に係る裁判例の概観

前述のように、19条3項が適用されることによって氏名表示権の権利行使が制限され、すなわち、著作者名の表示を欠く(省略される)場合であっても、氏名表示権侵害が否定されることになる。

そこで、ここでは、19条3項の適用可否について争われた従前の裁判例について、その判旨を肯定例(侵害否定)と否定例(侵害肯定)に分けて紹介する⁽²⁴⁾。

(1) 肯定例

〈バス車体絵画事件〉⁽²⁵⁾

「…被告書籍には、原告作品を車体に描いた本件バスの写真が、表紙の中央に大きく、また、本文14頁の左上に小さく、いずれも、原告作品の特徴が感得されるような態様で掲載されているが、他方、被告書籍は、幼児向けに、写真を用いて、町を走る各種自動車を解説する目的で作られた書籍であり、合計24種類の自動車について、その外観及び役割などが説明されていること、各種自動車の写真を幼児が見ることを通じて、観察力を養い、勉強の基礎になる好奇心を高めるとの幼児教育的観点から監修されていると解されること、表紙及び本文14頁の掲載方法は、右の目的に照らして、格別不自然な態様とはいえないので、本件書籍を見る者は、本文で紹介されている各種自動車の一例として、本件バスが掲載されているとの印象を受けると考えられること等の事情を総合すると、原告作品が描かれた本件バスの写真を被告書籍に掲載し、これを販売することは、「専ら」美術の著作物の複製物の

販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する行為には、該当しないというべきである。」

「なお、被告書籍中に、原告作品の著作者氏名の表示はされていない。しかし、前記のとおり、被告書籍における著作物の利用の目的及び態様に照らし、著作者氏名を表示しないことにつき、その利益を害するおそれがないと認められる。」

〈セキスイツーユーホーム事件〉⁽²⁶⁾

「本件写真は、「セキスイツーユーホーム」の宣伝誌である「ツーユー評判記」に掲載するために、すなわち「セキスイツーユーホーム」の宣伝広告に用いる目的で撮影されたものであるところ、本件使用も、まさに「セキスイツーユーホーム」の広告である新聞広告に用いたものである。そして、原告本人尋問の結果によれば、一般に、広告に写真を用いる際には、撮影者の氏名は表示しないのが通例であり、原告も従来、この通例に従ってきたが、これによって特段損害が生じたとか、不快感を覚えたといったことはなかったことが認められる。」

「上記の事情に照らせば、本件使用は、その目的態様に照らし、原告が創作者であることを主張する利益を害することはなく、公正な慣行にも合致するものといえるから、同項によって原告の氏名表示を省略する場合に該当するというべきである。」

「この点につき、原告は、本件使用は無断使用であることを理由に、同項の適用はない旨主張する。しかしながら、著作者人格権と著作権は別個の権利であり、前者は著作者に専属するものであるのに対し、後者は著作者が他者に譲渡することができるものであることに照らせば、著作物の使用が著作権者の許諾を受けたものであるか否かは、同項の適用の可否とは関係がないものというべきである」

〈怪獣ウルトラ図鑑復刻版事件〉⁽²⁷⁾

「本件書籍における氏名表示の方法は、2ページの目次の左側に「さし絵」と記載した欄があり、そこに控

(23) 加戸・前掲註(7)172頁。

(24) 下記裁判例の選定については、諏訪野・前掲註(6)86-87頁、志賀典之「氏名表示権と公正な慣行〔歴史小説事件〕」小泉直樹・田村善之・駒田泰土・上野達弘編『著作権判例百選〔第6班〕』(有斐閣、2019年)66-67頁を参考にした。

(25) 東京地判平成13・7・25判時1758号137頁、判タ1067号297頁。ちなみに、本件は、46条柱書および46条4号該当性が主な争点として判断された事案である。したがって、本件の評釈は、46条柱書および46条4号に関するものとなる。この点については、村井麻衣子「アクセス可能な著作物に対する公衆の利用の自由—はたらくじどうしゃ事件—」知的財産法政策学研究Vol.10(2006年)247-260頁、小島立「公開美術著作物の利用〔バス車体絵画事件〕」小泉直樹・田村善之・駒田泰土・上野達弘編『著作権判例百選〔第5版〕』(有斐閣、2016年)162-163頁、吉田広志「公開美術著作物の利用〔バス車体事件〕」小泉直樹・田村善之・駒田泰土・上野達弘編『著作権判例百選〔第6班〕』(有斐閣、2019年)154-155頁などがある。

(26) 大阪地判平成17・1・17判時1913号154頁。

(27) 知財高判平成28・6・29裁判所ウェブサイト。

訴人を含む6名の氏名を列記するというものであるところ、控訴人は、本件書籍におけるように、イラストごとに著作者名を表示するのではなく、特定のページにその氏名をまとめて表示した場合、どのイラストを誰が描いたのか全く分からないから、このような方法は、著作権法19条が氏名表示権を規定する趣旨を没却するものであり、許されない旨主張する。」

「しかし、… [1]本件書籍がテレビ番組に登場する主人公、武器、怪獣等を専ら子供向けに紹介する図鑑であり、本文を構成する約170ページのほとんどのページに大なり小なりイラスト又は写真が掲載されていること、[2]本件書籍の原書籍においても、本件書籍におけるのと同様の表示がされていたことに加え、…単行本として発行される図鑑や事典において、そこに含まれるイラストの著作者が複数いる場合、イラストごとにそれに対応する作成者の氏名を表示せず、冒頭や末尾に一括して作成者の氏名を表示することも一般的に行われていると認められることに照らせば、本件書籍の内容や体裁において、イラストごとにそれに対応する作成者の氏名が表示されていなければ氏名表示がされたことにならないとまでいうことはできず、本件書籍における氏名表示の方法が、公正な慣行に反し、控訴人の本件イラストに係る氏名表示権を侵害するものであるということとはできない。」

〈歴史小説事件〉⁽²⁸⁾

「仮にそうでないとしても、同条3項は、「著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる」と規定するところ、そもそも、…本件において著作権(複製権、翻案権)侵害が認められるのは、被告各番組のうち、被告番組1については被告番組1-2-1、被告番組2については被告番組2-5-6、被告番組3については被告番組3-4-6、被告番組4については被告番組4 侵害認定表現部分、被告番組5については被告番組5 侵害認定表現部分に限られ、ほとんどの部分において複製権侵害、翻案権侵害のいずれも成立していないこと、そして、前記のとおり被告各番組のエンドロールにおける上記表示において、「参考文献」として原告各小説が原告の実名とともに表示されており、かかる表示態様である以上、被

告各番組が原告各小説に依拠して制作されたことが十分に感得できること、この点、…被告は、シリーズ「THE ナンバー2～歴史を動かした陰の主役たち」のテレビ番組において、被告各番組と同様に、その回の主要参考文献とした作品については、番組のエンドロールにおいて「参考文献」として当該作品のタイトルとその著者名を併記したものを字幕表示していたことが認められること、それらの諸事情を総合すると、本件においては「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」(同条3項)と認めるのが相当である。」

「また、歴史小説を題材に制作されたテレビ番組において、番組のエンドロールにおいて題材にされた歴史小説のタイトルとその著者名を併記したものを字幕表示するという方法は、通常行われる方法であるといえるところ、被告が被告各番組において行った前記の表示態様は、上記の方法に沿って行われたものであるから、「公正な慣行に反しない」(同項)のものであると認めるのが相当である。」

(2) 否定例

〈ブランカ事件〉⁽²⁹⁾

「…雑誌ブランカの予定読者、発行部数、一号毎、一頁毎の写真の使用枚数、その写真の著作者、提供者が多数であること、中頁に使用される写真は、主として記事の臨地感を持たせ、読者の興味を惹くためのものではあるが、本件掲載写真の中には撮影対象について説明が付けられて、単に記事を引き立てるだけでなく、記事とは独立して写真自体により観光地の景観等を読者に紹介しているものもあり、また、世界の観光地の風景、施設、観光対象という撮影対象の性質上、写真の美的印象、構図、カメラアングル、露光時間、シャッターチャンス等に著作者の力量が表れ、写真自体が読者の関心を惹くことも充分考えられることを考え合わせれば、右のような中頁に使用される写真についても著作者である原告が創作者であることを主張し、他人の著作物と区別することを求める利益は充分に是認することができ、他方、たとえ、全ての個々の写真毎にその脇に著作者名を表示することが不適切な場合があったとしても、頁毎、あるいは記事のまとめりに写真を特定して著作者を表示することまでも不適切とする事情は認められないから、中頁に使用された本

(28) 知財高判平成28・6・29裁判所ウェブサイト。なお、本件では、氏名表示権侵害の成否についての原判決(東京地判平成27・2・25裁判所ウェブサイト)における判断部分が引用されている。

(29) 東京地判平成5・1・25判時1508号147頁、判タ870号258頁。

件掲載写真について、著作権法一九条三項所定の著作権者の表示を省略できる場合に該当するものとは認められない。」

〈国語検定教科書準拠書籍事件〉⁽³⁰⁾

「…「著作物の利用の目的及び態様に照らし」とは、著作物の利用の性質から著作権者名表示の必要性がないか著作権者名表示が極めて不適切な場合を指すと解されるところ、教科書に著作権者が掲載されるからといって、それとは別個の書籍である上記各書籍に著作権者名表示の必要性がないということとはできないし、上記各書籍には容易に著作権者名を表示することができると考えられるから、著作権者名表示が極めて不適切であるということもできない」

〈世界の車窓事件〉⁽³¹⁾

「被告らは、本件ビデオ映像は撮影対象であるSLの希少性に主たる価値があること、本件テレビ番組は被告オスカ企画が本件ビデオ映像のごく一部を抽出して編集したものであり、本件ビデオ映像の全体とは相当質の異なる作品となっていること、映像作品においては、放送時間の制約もあり、氏名表示についても一定の制約があることなどを挙げ、本件テレビ番組に原告の氏名の表示を省略したとしても、著作物の利用の目的及び態様に照らし、著作権者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがなく、公正な慣行にも反しない(著作権法19条3項)と主張する。」

「しかしながら、著作権法は、著作者の人格的利益を保護するために、著作権者人格権としての氏名表示権を認めており、同権利は、二次的著作物の公衆への提供等に際しての原著物の著作権者の表示についても認められることに鑑みれば、仮に、本件ビデオ映像の価値や本件テレビ番組の編集方法について、被告らの主張する事実が認められるとしても、そのことのみをもって、本件ビデオ映像を撮影した原告の氏名を、同映像を素材として制作された本件テレビ番組に表示しないことが、原告が著作権者であることを主張する利益を害するおそれがないものとも、公正な慣行に反しないものであるともいうことはできない。」

〈基幹物理学事件〉⁽³²⁾

「…被告らは、分冊〈1〉の前付に、「底本」として、本

冊が表示され、そこに「著者 W・X4」との記載がされており、また、被告Y3の「まえがき」、原告X4の『『基幹物理学』序文』及び被告Y2の『『基幹物理学』はじめに』に書誌が掲載されていることから、分冊〈1〉が本冊を改訂した著作物であることが明らかにされているとして、法19条3項により、原著作者である亡Wの名を省略することができる」と主張する。」

「しかし、書籍の著作権者は、その表紙及び奥付等に「著者」又は「著作者」などとして記載する方法によって表示されるのが一般的であるところ、法14条が、著作物に著作権者名として通常の方法により表示されている者を当該著作物の著作者と推定すると規定していることにも鑑みると、通常、読者は、そこに表示された者を当該書籍の著作者として認識するものと解される。そうすると、分冊〈1〉についても、その読者は、その著作権者名表示から、著作者が被告Y3であると理解するものと解される。」

「この点、確かに、分冊〈1〉の前付の底本の表示や「まえがき」等の文章を参照すれば、分冊〈1〉が、本冊を分冊化したものであり、本冊を一部改訂したにすぎないものであることは容易に認識し得るが、この前付は、分冊〈1〉の表紙をめくった書籍の内側に記載されているにすぎず、分冊〈1〉を外側から観察しただけでは、それを読み取ることができない。また、本件において、分冊〈1〉の表紙や奥付に亡Wの名を著作権者名として表示することが困難又は不相当であったと解すべき事情は認められない。そうすると、上記のように、前付の記載によって本件著作物の著作者が亡Wであり、分冊〈1〉がそれを分冊化したものであることが認識できるとしても、それを理由に、分冊〈1〉の表紙及び奥付に、亡Wの氏名が著作権者名として表示されず、被告Y3が単独著作者として表示されることによって、亡Wがその「創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」(法19条3項)と認めることはできない。」

「よって、公正な慣行に反するかどうかを判断するまでもなく、本件は、著作権者の表示を省略することが許される場合には当たらないから、分冊〈1〉の著作権者の表示は、少なくとも亡Wの氏名表示権の侵害となるべき不適法なものであったというべきである。」

(30) 東京地判平成13・12・25裁判所ウェブサイト。

(31) 東京地判平成24・3・22裁判所ウェブサイト。

(32) 東京地判平成25・3・1判時2219号105頁、判タ1414号375頁。

(3) 検討

さて、上記において紹介してきた、19条3項の適用可否の判断に係る裁判例について検討する。

まず、19条3項の適用肯定例(侵害否定)では、著作物への著作者名の表示を省略したことに関して、それがその業界内で広く行われてきたことや、著作物ごとに著作者名を表示するのではなく、どこかにまとめて一括で掲載(表示)したこと等によって、19条3項が適用され侵害が否定されている(著作者名の省略が認められている)ことがうかがえる。

次に、19条3項の適用否定例(侵害肯定)では、著作物への著作者の表示を省略したことに関して、他人の著作物を利用する際に、利用者側の都合によりその著作者名をあえて表示しなかったことや、一見しただけでは著作者を認識することができない場合に誤解を与えてしまったこと等によって、19条3項が適用されず侵害が肯定されている(著作者名の省略が認められない)ことがうかがえる。

また、19条3項の適用肯定例であれ否定例であれ、かつては「公正な慣行」が存在するのかが不明確であったため、「利益を害するおそれ」の有無によって判断されてきたと指摘されている⁽³³⁾。

その後、セキスイツーユーホーム事件において、上記の19条3項のいずれの要件をも充足することによって著作者名の表示を省略することが認められると判断されて以降、いずれの要件にも言及する裁判例が増えているとも指摘されている⁽³⁴⁾。

ところで、従前の裁判例に鑑みると、他人の著作物を利用するに際して、その利用態様自体は、書籍や映像などさまざまなものに利用されているが、その理由づけが適当なものであったのか否かはさておき、業界内の慣行などの理由によって、あえて著作者名を表示しなかったのである。それゆえ、利用者側が、結果として19条3項の適用を模索し、著作者名の表示を省略することができる場合に該当するかもしれない、と捉えていたように思われる。

そうすると、従前の裁判例の場合、著作者名の積極的な省略に対して19条3項の適用可否が判断されていたと考えられる。もっとも、このような場合に対し

て19条3項の適用可否を判断することが多いのが、通常であろう。

しかし、このことが、利用者側の都合によってはどうにもできない場合はどうであろうか。この点に関しては、近時の最高裁判決がその素材になるといえるため、次にこの最高裁判決を紹介したのち検討する。

Ⅲ. 技術的な仕様に伴う著作者名の省略

1. リツイート事件最高裁判決⁽³⁵⁾

(1) 事実の概要

本件は、本件写真の著作者である被上告人が、ツイッターのウェブサイトにてされた投稿により本件写真に係る被上告人の氏名表示権等を侵害されたとして、ツイッターを運営する上告人に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)4条1項⁽³⁶⁾に基づき、上記投稿に係る発信者情報の開示を求めた事案である。その事実関係は、次のとおりである。

平成21年、被上告人は、本件写真の隅に「©自己の氏名」(本件氏名表示部分)として付加した画像(本件写真画像)を自己のウェブサイトに掲載したところ、平成26年12月、「アカウント2」のツイッター上の各アカウント(本件アカウント)によって、被上告人に無断で、本件写真画像を複製した画像の掲載を含むツイートが投稿された。これにより、本件写真画像を複製した画像(本件元画像)が、URL(本件画像ファイル保存用URL)の画像ファイルとしてサーバーに保存された。

その後、「アカウント3～5」のツイッター上の各アカウント(本件各アカウント)において、上記のツイートについてリツイートがされた。これにより、不特定の者が閲覧することができる本件各アカウントの各タイムラインに、本件各表示画像が本件各リツイート記事の一部として表示されるようになった。本件各表示画像は、本件元画像の上部および下部がトリミング(一部切除)されており、本件氏名表示部分が表示されなくなっている。

(33) 諏訪野・前掲註(6)87頁、志賀・前掲註(24)67頁。

(34) 志賀・前掲註(24)67頁。

(35) 最三小判令和2・7・21裁判所ウェブサイト。なお、下記事実の概要は、本最高裁判決の記載内容に基づく。また、判旨は、19条についての判示事項のみを紹介する。

(36) プロバイダ責任制限法4条1項では、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。」と規定されている。

本件各アカウントの各タイムラインに本件表示画像が表示されるのは、本件各リツイートにより各タイムラインのウェブページ(本件ウェブページ)に、本件画像ファイル保存用 URL の本件元画像ファイルへのリンク(いわゆるインラインリンク)が自動的に設定されるためである。

すなわち、本件各リツイートがされることによって、自動的に、上記リンクを指示する情報およびリンク先の画像の表示の仕方(大きさ、配置等)を指定する情報を記述した HTML 等のデータ(本件リンク画像表示データ)が、本件各ウェブページ(リンク元のウェブページ)に係るサーバーに記録される。ユーザーが本件各ウェブページにアクセスすると、自動的に、①本件リンク画像表示データが、本件各ウェブページに係るサーバーからユーザー端末に送信され、②これにより、ユーザーの操作を介することなく、本件元画像のデータ(リンク先のファイルのデータ)が、本件画像ファイル保存用 URL に係るサーバーからユーザー端末に送信され、③ユーザー端末の画面上に当該画像が上記指定に従って表示される。

上告人が提供しているツイッターのシステムにおいては、リンク先の画像の表示の仕方に関する HTML 等の指定により、リンク先の元の画像とは縦横の大きさが異なる画像やトリミングされた画像が表示されることがあるところ、本件においても、これにより、本件各表示画像は、トリミングされたかたちでユーザー端末の画面上に表示され、本件氏名表示部分が表示されなくなったものである。

(2) 判旨

「所論は、①本件各リツイート者は、本件各リツイートによって、著作権侵害となる著作物の利用をしていないから、著作権法 19 条 1 項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」をしていないし、②本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるところから、本件各リツイート者は、本件写真につき「すでに著作者が表示しているところに従って著作者を表示」(同条 2 項)しているといえるのに、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害を認めた原審の判断には著作権法の解釈適用の誤りがあるというものである。」
(所論①について)

「著作権法 19 条 1 項は、文言上その適用を、同法 21 条から 27 条までに規定する権利に係る著作物の利

用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法 19 条 1 項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。」

「したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法 19 条 1 項の「著作物の公衆への…提示」に当たるといえることができる。」
(所論②について)

「…被告人は、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである(なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。)。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。」

「そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるといえることをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。」

「以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものとすべきである。」

なお、本最高裁判決では、戸倉三郎裁判官の補足意見と林景一裁判官の反対意見が述べられている。

2. 検討

本最高裁判決では、ツイッターの機能として実装されているリツイートの仕様により、トリミングされた状態で著作物がリツイートされ、その際に著作者名が欠落した状態の著作物が表示されてしまったことについて、当該リツイート者、すなわち、ツイッター利用者の行為は氏名表示権侵害であると判断された。

本最高裁判決の所論②によれば、リツイートに係る事案において、上告人から19条2項の適用がある旨主張されており、これも争点とされていたところ、最高裁は、所論②に対し上記判示事項を述べて19条2項の該当性を否定し、上告人の主張を退けている⁽³⁷⁾。

さて、上記からもわかるように、本最高裁判決において、氏名表示権の制限規定に係るものとして19条2項の該当性は否定されているが、他方、そもそも19条3項の適用可否についての判断が示されているわけではない。したがって、本最高裁判決の判示事項の部分自体は、本稿が扱う19条3項の解釈に直接つながらるわけではない。

しかし、かねてより、原審⁽³⁸⁾の評釈等においては、19条3項の適用可能性がある旨示唆されており⁽³⁹⁾、また、本最高裁判決の戸倉三郎裁判官の補足意見においても、「さらに、著作権法19条3項により、著作者名の表示を省略することができると解される場合もあり得るであろう。」とその適用可能性がある旨述べられているため、本最高裁判決について19条3項の観点からも検討してみることは⁽⁴⁰⁾、今後の19条3項に対する解釈のあり方を考えていくために意味があると考え

られる。

したがって、本最高裁判決の判示事項以外の部分において、19条3項の適用可能性が存在しているという検討すべき課題があり、それゆえ、この点を看過すべきではない。

前述のように、本最高裁判決の戸倉三郎裁判官の補足意見によると、19条3項の適用可能性が示唆されていると考えられる。また、学説では、「本件各表示方法にXの氏名がなく、かつ、Y表示方法の著作者名表示該当性が認められないとしても、本来なら、直ちに氏名表示権侵害となるわけではない。なぜなら、前記のような状態を著作者名表示の省略と捉えると、著作物の利用の目的および態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められ(要件①)、かつ、公正な慣行に反しない限り(要件②)省略できるとする19条3項が適用できるからである。」⁽⁴¹⁾という見解が述べられている。

このように、本最高裁判決も学説も、今回のような事案が、直ちに氏名表示権侵害を構成するものであると捉えているわけではないようである。

そこで、本最高裁判決において、かりに19条3項の適用可否に関して判断されていた場合、どのように考えることができるのかについて検討する⁽⁴²⁾。

まず、19条3項の一要件である、「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」に関してはどのように考えることができるであろうか。

元ツイートの元画像には著作者名が表示されていたが、その後、リツイート者によって当該画像がリツイートされたことによってトリミングされ、その著作者名が欠落し表示されなくなってしまったため、この問題が顕現化したのである。ただし、それはツイッターというプラットフォーム側の技術的な仕様によるものであり、しかもリツイートされた画像は、あくま

(37) なお、所論①に対し19条1項の解釈についても判示されているが、本稿の内容に直接的に関連するものではないため、本稿では割愛する。

(38) 知財高判平成30・4・25判時2382号24頁。

(39) たとえば、谷川和幸「Twitterに投稿された画像の同一性保持権侵害等が認められた事例：Twitterリツイート事件控訴審：(知財高判平成30年4月25日裁判所HP(平成28年(ネ)第10101号))」福岡大学法学論叢第63巻第2号(2018年)50頁、長谷川遼「リツイート事件(控訴審判決)」著作権法学会『著作権研究 第45号』(有斐閣、2019年)284-285頁、小坂準記「デジタル時代の著作者人格権」コピーライトNo.698 Vol.59(2019年)9-11頁などがある。

(40) 本最高裁判決の評釈である、田村・前掲註(4)13-14頁、奥邨弘司「リツイートと氏名表示権侵害」法学教室11月号(有斐閣、2020年)69-70頁においても、19条3項の適用可能性に関して検討されている。ほかに、本最高裁判決の評釈として、小泉直樹「リツイートによる氏名表示権侵害の主体」ジュリスト11月号/1551号(有斐閣、2020年)8-9頁、生田哲郎・寺島英輔「ツイッター上でのリツイート行為が、判示の事実関係のもとで、著作者の氏名表示権を侵害する旨判断した最高裁判決」発明 The Invention 第117巻第11号(発明推進協会、令和2年)45-47頁などがある。

(41) 奥邨・前掲註(40)69頁。

(42) たとえば、奥邨・前掲註(40)70頁では、「①本件でもし19条3項の適用可能性が争われていた場合、②今後、リツイート者に対する侵害訴訟が行われそこでリツイート者が19条3項の適用を主張した場合、③仮にYを侵害主体とする訴訟が行われ、そこでYが19条3項の適用を主張した場合」の三つの点があげられている。

でもサムネイル画像であるので、それをクリックすれば元画像がそのまま表示される状態、すなわち、著作者名が表示されている状態の画像が表示されるのである。

したがって、ツイッターの仕様とはいえども、元画像にはすでに著作者名が表示されており、その画像をクリックすれば著作者名を確認することができるのであるから、このような事情に鑑みれば、「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」ものであると解することもできよう⁽⁴³⁾。

次に、同じく19条3項のもう一つの要件である、「公正な慣行に反しない限り」に関してはどのように考えることができるであろうか。

ツイッターの機能として実装されているリツイートは、そもそもツイッター利用者(ツイッター自体は全世界で利用されているものであるが、本最高裁判決の戸倉三郎裁判官の補足意見によれば、日本国内だけでも約4500万人の利用者がいるとされる。)であれば、基本的には誰も知っている機能であるといえよう。そういう事情のもとでは、リツイートの仕組みとして、元ツイートの元画像がトリミングされた状態で表示されているものとみるのは、ツイッターの利用者してみればごく自然な認識であり、格別なことではないと思われる。

また、本最高裁判決におけるツイッター利用者のリツイートの仕方を推測してみても、特殊な利用方法であるわけでもないであろうし、やはり通常の利用方法にほかならない。

したがって、ツイッターの機能として実装されているリツイートをを用いることによって画像を表示することは、このような事情に鑑みれば、「公正な慣行に反しない」ものであると解することもできよう⁽⁴⁴⁾。

上記を踏まえると、本最高裁判決において、かりに19条3項の適用可否が主張され判断されていたならば、19条3項が適用されていたと考えられる。

また、本最高裁判決について19条3項の適用可能

性に関する一素材とみる場合、前述したような従前の19条3項に係る裁判例においてみられた著作者名の積極的な省略ではなく、著作者名の消極的な省略であると考えられる。したがって、本最高裁判決のような事案は、19条3項に係る新たな枠組みの一つであると捉えることもできよう。

IV. 考察

さて、19条3項に係る従前の議論(著作者名の積極的な省略に関するもの)や近時のリツイート事件最高裁判決(著作者名の消極的な省略に関するもの)について19条3項の適用可能性という観点から検討してきたわけであるが、俯瞰的な観点からはどのように考えることができるであろうか。

まず、そもそもの19条3項の解釈のあり方としては、どのように解されているのであろうか。

前述のように、「定型的」に氏名表示権侵害を否定する19条2項と異なり、19条3項には「著作物の利用の目的及び態様に照らし」という要件があるため、「利益衡量」による氏名表示権侵害の成否を判断することが許されるものであると解されている⁽⁴⁵⁾。また、19条3項は、同一性保持権の権利制限規定である「やむを得ない改変」(20条2項4号)と同様に、一般条項として位置づけられるため⁽⁴⁶⁾、さまざまな事情に鑑みて柔軟に解釈することができる。さらに、前述のように、セキスイツーユーホーム事件を境にして、著作者名の省略には、19条3項の「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められる」とこと、「公正な慣行に反しない」とことという、いずれの要件をも充足することが必要であると解されているわけである⁽⁴⁷⁾。

また、著作者名の積極的な省略と消極的な省略の両方に共通することとしては、かりに著作者名が省略されていたとしても、当該著作物の通常の利用方法に鑑みて、「同時に」、「直ちに」、「別途」等の場合によって

(43) この点に関しては、奥邸・前掲註(40)70頁を参照。同文献同頁では、「要件①であるが、Y表示方法の著作者名表示該当性が認められないとしても、ワンクリックで著作者名が確認できる以上、著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれはない。利用の目的・態様についても、リツイート者は、本件元画像の氏名表示部分を表示しないことを殊更に意識したわけではなく、ツイッターの仕様上、自動的にそうなったに過ぎないことを考慮すべきであろう…。」と述べられている。また、原審である知財高裁判決に対する見解であり、本最高裁判決に対する見解ではないが、同旨の見解を示唆するものとしては、小坂・前掲註(39)10頁を参照。

(44) この点に関しては、奥邸・前掲註(40)70頁を参照。同文献同頁では、「要件②については、世界中のツイッター利用者にとって、Y表示方法は通常のことであって、公正な慣行に反しないものといえると思われる…。」と述べられている。

(45) 田村・前掲註(4)13頁。

(46) 田村・前掲註(4)16頁。

(47) 志賀・前掲註(24)67頁。

著作者名を確認することができ(これを「アクセス容易性」⁽⁴⁸⁾と呼ぶこととする。), その方法に「公正な慣行」があるのであれば, 19条3項の適用可能性があるとみてよいと思われることである⁽⁴⁹⁾。

次に, 上記を前提としながら, 著作者名の省略に対する19条3項の適用可否の判断については, どのように解すればよいのであろうか。この点について, 従前の議論(著作者名の積極的な省略に関するもの)と近時のリツイート事件最高裁判決に鑑みた議論(著作者名の消極的な省略に関するもの)に分けて論じていく。

前述のように, 従前の議論の場合, 19条3項の適用可否の判断については, 著作者名の積極的な省略に対するものであったと解される。すなわち, ある著作物を利用しようとする利用者は, たとえば, 業界内の考え方や雑誌等への掲載時の見栄えに影響する等, その理由にはさまざまなものがあると思われるが, 当該著作物の利用に際して, あえて著作者名を表示しなかった(省略した)のである。もっとも, 従前の裁判例では, 実に著作者名を表示しなかったということもあったが, 個別的に表示したのではなく, まとめて表示したような場合もあった。これは, 利用者側の都合による著作者名の省略である。

ある著作物を利用する際にそれぞれ個々に著作者名を表示するのではなく, まとめて表示するような場合(書籍の最初や最後の部分や, 映像のテロップやエンドロールの部分など)でも, 「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」ものであると評価されよう。前述のように, 「同時に」, 「直ちに」, 「別途」等の場合によって著作者名を確認することができるという「ア

クセス容易性」がある場合に該当するからである。

また, この場合, そこで要求される「公正な慣行」のハードルは, 当該業界内で通常広く行われている(きた)ことをもって充足されると解することも許されよう⁽⁵⁰⁾。著作者名への「アクセス容易性」の方法には, 各業界においてさまざまな場合(著作者名をどこかにまとめて表示する等)がありうるからである。

ただし, かりに完全に著作者名を省略してしまうのであれば, 無名の著作物の扱いを受けてしまうおそれがあることも懸念されるため⁽⁵¹⁾, 19条3項のいずれの要件を充足するにあたってのハードルはかなり高く⁽⁵²⁾, その射程は極めて狭いものになると解すべきである。すなわち, 19条3項の著作者名を省略することが必然的であった等, 例外的な事情がなければならぬであろう。

他方, 著作者名の省略が消極的なものであった場合は, この判断要素が異なってくると考えられる。リツイート事件最高裁判決のように, プラットフォーム側の技術的な仕様によって, 利用者側の都合ではないかたちで元の著作物の著作者名が欠落してしまう(表示されない)ことも, とくにインターネット上における著作物の利用では生じうるものであると思われる。これは, 利用者側の都合によらない著作者名の省略であり, たとえば, サムネイル画像への変換などがあげられる⁽⁵³⁾。

このように, 利用者にしてみれば, 当該プラットフォームの技術的な仕様に従わざるを得ず, それに従うかたちで著作物を利用するほかないにもかかわらず, 当該プラットフォームの利用者は, その機能として実装されているものを利用して, いわば通常の利

(48) 「アクセス容易性」の着想は, 小坂・前掲註(39)10頁における次の見解から着想を得ている。

「そこで, 著作物の適切な円滑利用との関係で, 法第19条第3項のもつ意義が自然と大きくなります。つまり, 表示上は氏名が不表示となったとしても, ユーザーは氏名が表示された元の著作物にアクセスできること, 絵画の例でいえば, 絵画の横に氏名と絵画のタイトルが表示されたものが絵画と一緒に付されていることであったり, パンフレットに記載していることをもって, 省略することができる場合であると解釈する余地を認め, 著作物の円滑な利用に支障が生じないようにする必要があると考えます。」

「そのように考えると, [リツイート事件]のように, 第三者の著作物が無断でアップロードされている場合において, これを(仮に第三者が)違法にアップロードされたことを知らずにリツイートし, その結果, リツイート者の意思にかかわらず, リツイートの仕組みから氏名表示部分がトリミングされてしまった場合であっても, そもそも氏名が表示されていないことをもって「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」と認められるとき」には当たらないと解釈される, という危惧もあるかもしれません。」

「この点, [リツイート事件]では, 被告らから主張はなされていないようですが, トリミングされた画像は, あくまでもサムネイル表示であり, サムネイル画像をクリックすると, トリミングされていない画像が表示されていることなどに照らせば, 実際には, 原告の著作者名がトリミングされていないオリジナル画像に容易にアクセスすることができたといえます。そのような前提事実が, 仮に考慮されていれば, 本件においても, トリミングされた画像の表示にアクセスできることから, 「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」と認められ, またオリジナル画像においては氏名表示部分を残していることに照らし, 「公正な利用に反しない」として, 同条第3項の適用が認められた可能性は十分にあると考えます。」

(49) このような考え方は, 前述の現行法の起草担当者の見解とも平仄が合うように思われる。

(50) もっとも, 前述のように, 中山・前掲註(3)606頁では, 「…慣行とはあくまでも「公正」な慣行のことを指し, 単に業界で広く行われているというだけでは足りない。」と述べられている。

(51) この点を指摘するものとして, 加戸・前掲註(7)172頁。

(52) この場合, とくに著作者名への「アクセス容易性」は, 通常の場合よりも困難性を伴う。

(53) リツイート事件最高裁判決は, まさにこの一例である。

用をしていただけて、けれども、著作者名の欠落という事実をもって氏名表示権侵害が肯定されてしまうおそれがある。

しかし、プラットフォームにおいて、その利用者がそこで実装されている機能を用いて通常の利用方法によって利用している場合、元の著作物へアクセスすることができる状態であり、そこで著作者名を確認することができる状態にあったとするならば、そのことをもって著作者名が表示されているとみることもでき、このことによって19条3項が適用され、氏名表示権侵害が否定されると解することもできよう⁽⁵⁴⁾。

これについても、前述のように、「同時に」、「直ちに」、「別途」等の場合によって著作者名を確認することができるという「アクセス容易性」がある場合に該当するからであり、それゆえ、「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」ものであると評価されよう。

さらに、著作者名の積極的な省略の場合と比較すると、そこで要求される「公正な慣行」のハードルは低いものであると解することも許されよう。

これについては、プラットフォームの利用者が、当該プラットフォームについて通常どおりに利用していることをもって(そのように利用している場合に限り)、それを「公正な慣行」と捉えることもできるように考えられる⁽⁵⁵⁾。利用者にしてみれば、技術的な仕様の都合上、それしか利用方法がないためにそれに従って利用することは、著作物の通常の利用方法であると解されるからである。

このように、新たな技術(とくにインターネット関連技術)による著作物の利用は、従前に考えられてきた利用方法とは異なるものであることを念頭に置く必要があり、著作者名の消極的な省略の場合には、19条3項の「利益衡量」⁽⁵⁶⁾という考え方に基づきより柔軟に解釈することも、19条3項の解釈としてなしうるように思われる。

V. おわりに

氏名表示権は、その立法趣旨に鑑みれば、著作者と著作物を結びつけるものとして重要な著作者人格権であるといえるが⁽⁵⁷⁾、前述のように、「氏名表示権を厳格に貫くと著作物の円滑な流通・利用に不都合をもたらすおそれがある」⁽⁵⁸⁾ことの謂れから、氏名表示権の制限規定の一つである19条3項によって、著作者名の省略が認められる場合もありうる。

これまで検討してきたことによれば、この著作者名の省略には、積極的な省略の場合と消極的な省略の場合があるといえよう。かねてより、19条3項が予定していた著作者名の省略というのは、著作者名の積極的な省略であり、これは当該著作物を利用するにあたっての利用者側の都合に起因するものであった。しかし、新たな技術(とくにインターネット関連技術)が登場してくることによって、従前は予定されていなかった著作物の利用方法も出てくると予測される。この場合、当該技術的な仕様によって利用者側の都合に起因しない著作者名の省略、すなわち、著作者名の消極的な省略となってしまうこともありうる。

また、前述のように、19条3項は一般条項としての性格を有しており、「利益衡量」による解釈が認められているため⁽⁵⁹⁾、その解釈に柔軟性をもたせることもできるわけである。したがって、著作者名の積極的な省略にせよ、著作者名の消極的な省略にせよ、19条3項の適用可能性があることに変わりはない。

そこで、19条3項にみる著作者名の省略についての判断基準として、かりに著作者名を省略した著作物の利用であったとしても、「同時に」、「直ちに」、「別途」等の場合によって著作者名を確認することができるという「アクセス容易性」があり、その方法が「公正な慣行に反しない」ものである限り、19条3項の適用可能性があると解することもできると考えられる。また、この場合の「公正な慣行」の考え方については、すでに述べたとおりである。

これを判断基準として、もし著作者名が完全に表示されていないのであれば、いずれの要件もハードルを上げてかなり厳格に解釈しなければならないであろう

(54) この点に関しては、小坂・前掲註(39)10頁を参照。

(55) たとえば、奥邨・前掲註(40)70頁では、「…ツイッターのような新しい利用方法の場合に、公正な慣行を強調しすぎることは、自動的に19条3項の適用を排しかねないから、伝統的な利用方法の場合とは、その意味合いが異なると解されるべきだろう…」と述べられている。

(56) 田村・前掲註(4)13頁。

(57) たとえば、中山・前掲註(3)602頁では、「著作者の氏名表示は著作者と著作物とを結ぶ紐帯であり、著作物への著作者の刻印であるといえる。」と述べられている。

(58) 中山・前掲註(3)605頁。

(59) 田村・前掲註(4)13-16頁。

し⁽⁶⁰⁾、また、著作者名の消極的な省略の場合には、「公正な慣行」要件のハードルを下げた解釈することも許されよう。もちろん、どのような場合であったとしても、著作物の利用方法やそもそも著作者名の有無には注意が必要である。

本稿では、氏名表示権の制限規定の一つである19条3項に関して考察した。これまで論じてきた内容は、前述の現行法の起草担当者による19条3項の解釈のあり方についての見解⁽⁶¹⁾と平仄が合わないものとはいえないと思料される。もっとも、本稿において論じた内容は、19条3項の解釈のあり方に関する一考察であるため、今後さらなる裁判例が蓄積され⁽⁶²⁾、議論が展開されていくことに期待したい。

(60) なお、このような場合、原則として氏名表示権の侵害が肯定されると考えられるが、そうするに至ったさまざまな諸事情を総合的に考慮して、例外的に19条3項が適用されうる場合もあるように考えられる。

(61) 加戸・前掲註(7)172頁。

(62) 冒頭部分の繰り返しであるが、この点を指摘するものとして、諏訪野・前掲註(6)87頁では、「19条3項の内容は抽象的であり、裁判例の蓄積によって明らかにされていく性質のものである。」と述べられている。